

兵庫県公報

平成26年12月24日 水曜日 第 2657 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	1
○ 家畜伝染病の発生（畜産課）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	2
○ 平成19年兵庫県告示第318号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	2
○ 平成20年兵庫県告示第116号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	3
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	3
○ 道路の位置指定（建築指導課）	4
○ 同 上（同）	4
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	5
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	6
選挙管理委員会告示	
○ 漁業法に基づく選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	7
○ 同 上	8
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	9
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	9
教育委員会公告	
○ 入札公告	10

告 示

兵庫県告示第1119号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成26年12月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 保安林の所在場所
佐用郡佐用町家内字荒神谷344の1から344の7まで、344の12・344の18（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字荒神谷344の1・344の6・344の7（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、344の12、344の18
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1120号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成26年12月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 家畜伝染病の種類	結核病
2 家畜の種類	牛（ホルスタイン種）
3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数	患畜 1頭
4 発生場所	南あわじ市
5 発生年月日	平成26年12月5日
6 その他参考となるべき事項	ツベルクリン検査により発見



兵庫県告示第1121号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年12月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
空中写真測量（固定資産）
- 2 作業期間
平成26年12月15日から平成27年3月31日まで
- 3 作業地域
尼崎市全域



兵庫県告示第1122号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年12月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大鹿谷川(2) I (213000061)	赤穂市木津（別図1のとおりに）	土石流

（別図1は省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び赤穂市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1123号

平成19年兵庫県告示第318号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、これらの図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び赤穂市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年12月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表木生谷Ⅲ（113000003）の項中別図3、砂子Ⅲ（113000005）の項中別図5、南野中Ⅲ（113000008）の項中別図8、五軒屋Ⅲ（113000018）の項中別図18、北野中(2)Ⅲ（113000044）の項中別図44、尾崎(1)Ⅲ（113000070）の項中別図70、山根Ⅲ（113000083）の項中別図83を改める。



兵庫県告示第1124号

平成20年兵庫県告示第116号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、これらの図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び赤穂市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年12月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表大鹿谷(2)Ⅰ（113000134）の項中別図45、高雄(2)Ⅲ（113000219）の項中別図130、目坂(2)Ⅲ（113000222）の項中別図133、上高野Ⅲ（113000224）の項中別図135、田端Ⅲ（113000227）の項中別図138、荒前Ⅲ（113000228）の項中別図139、加賀寺Ⅲ（113000230）の項中別図141、鷗和(1)Ⅲ（113000231）の項中別図142、鷗和(2)Ⅲ（113000232）の項中別図143、福浦Ⅲ（113000233）の項中別図144、八軒屋Ⅲ（113000234）の項中別図145、二軒屋Ⅲ（113000235）の項中別図146、木津(4)Ⅲ（213000060）の項中別図187を改める。



兵庫県告示第1125号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年12月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
木生谷Ⅲ (113000003)	赤穂市木生谷（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
砂子Ⅲ (113000005)	赤穂市砂子（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
南野中Ⅲ (113000008)	赤穂市南野中（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
五軒屋Ⅲ (113000018)	赤穂市新田（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
北野中(2)Ⅲ (113000044)	赤穂市北野中（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
尾崎(1)Ⅲ (113000070)	赤穂市尾崎（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
山根Ⅲ (113000083)	赤穂市坂越（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり

高雄(2)Ⅲ (113000219)	赤穂市高雄(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
目坂(2)Ⅲ (113000222)	赤穂市目坂(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
上高野Ⅲ (113000224)	赤穂市高野(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
田端Ⅲ (113000227)	赤穂市高野(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
荒前Ⅲ (113000228)	赤穂市大津(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
加賀寺Ⅲ (113000230)	赤穂市大津(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
鷗和(1)Ⅲ (113000231)	赤穂市鷗和(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
鷗和(2)Ⅲ (113000232)	赤穂市鷗和(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
福浦Ⅲ (113000233)	赤穂市福浦(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
八軒屋Ⅲ (113000234)	赤穂市福浦(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
二軒屋Ⅲ (113000235)	赤穂市福浦(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
木津(4)Ⅲ (213000060)	赤穂市木津(別図19のとおり)	土石流	別図19のとおり

(別図1から別図19までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び赤穂市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1126号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成26年12月24日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H26東播位置 0001号	26.12.5	加古郡播磨町東野添3丁目691番1の一部、692番2の一部、693番7の一部	6.00	20.50



兵庫県告示第1127号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築2課において縦覧に供する。

平成26年12月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H26中播位置 0009号	26.12.10	揖保郡太子町東南字平田579番1の一部	5.00	41.49

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成26年12月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 イオン尼崎店
 - 所在地 尼崎市次屋3丁目13番18号
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 名称 イオンリテール株式会社
 - 住所 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
 - 代表者の氏名 梅 本 和 典
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
 - 名称 イオンリテール株式会社
 - 住所 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
 - 代表者の氏名 村 井 正 平
 - イ 変更後
 - 名称 イオンリテール株式会社
 - 住所 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
 - 代表者の氏名 梅 本 和 典
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	村 井 正 平
株式会社オオエックス	大阪市福島区海老江一丁目10番9号	大 江 純 正
タキヤ株式会社	尼崎市北大物16番7号	瀧 川 清 統
外28者		
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	梅 本 和 典
株式会社未来屋書店	千葉市美浜区中瀬一丁目6番地	中 山 章
株式会社庵寿	堺市堺区砂道町2-3-23	田 村 直 茂
外29者		
 - (3) 駐車場の収容台数

ア 変更前
1,430台

イ 変更後
956台

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前
午前6時から午後6時まで

イ 変更後
午前6時から午後9時まで

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成25年3月1日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成26年4月30日ほか

(3) 駐車場の収容台数
平成27年7月26日

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
平成27年7月26日

5 届出年月日

平成26年11月25日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間
平成26年12月24日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限
平成27年4月24日

(2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年12月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡播磨町南大中3丁目157番1、157番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古川市加古川町北在家2242番地
株式会社サンコー土地建物 代表取締役 三 宅 忠
- 3 許可年月日及び許可番号
平成26年9月29日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-11-2号（26播磨）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第90号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のと

おりである。

平成26年12月24日

兵庫県選挙管理委員会

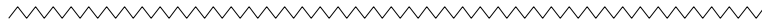
委員長 武 田 丈 蔵

兵庫県瀬戸内海海区

2,300

但馬海区

271



兵庫県選挙管理委員会告示第91号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設の指定及び指定した施設の指定の取消しをしたので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年12月24日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵

1 病院及び介護老人保健施設の表神戸市の項中

「

神戸市立医療センター中央市民病院	同 市中央区港島南町2丁目1-1
医療法人 パルモア病院	同 市中央区北長狭通4丁目7-20

」

を

「

神戸市立医療センター中央市民病院	同 市中央区港島南町2丁目1-1
------------------	------------------

」

に、

「

兵庫県災害医療センター	同 市中央区脇浜海岸通1丁目3-1
-------------	-------------------

」

を

「

兵庫県災害医療センター	同 市中央区脇浜海岸通1丁目3-1
医療法人社団 純心会 パルモア病院	同 市中央区北長狭通4丁目7-20

」

に改め、宝塚市の項中、

「

医療法人 尚和会 宝塚リハビリテーション病院	同 市鶴の荘22-2
------------------------	------------

」

を

「

医療法人 尚和会 宝塚リハビリテーション病院	同 市鶴の荘22-2
------------------------	------------

」

	宝塚磯病院	同 市伊子志4丁目3-1
--	-------	--------------

に改める。

2 老人ホームの表伊丹市の項中

「

	特別養護老人ホーム 伸幸苑野間	同 市野間北2丁目9-17
--	-----------------	---------------

を

「

	特別養護老人ホーム 伸幸苑野間	同 市野間北2丁目9-17
	地域密着型特別養護老人ホーム 憩～萩野～	同 市萩野4丁目75
	介護付有料老人ホーム サニーガーデン伊丹	同 市西台1丁目6-1

に改め、豊岡市の項中、

「

	介護老人保健施設 豊岡シルバーステイ	同 市戸牧1132-2
--	--------------------	-------------

を

「

	介護老人保健施設 豊岡シルバーステイ	同 市戸牧1132-2
	豊岡市地域密着型特別養護老人ホーム ここのか	同 市九日市上町785

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第92号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設の指定した内容に変更があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年12月24日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

1 病院及び介護老人保健施設の表明石市の項中

「

	医療法人 光明会 明石病院	同 市藤江1315
--	---------------	-----------

を

「

医療法人 光明会 明石こころのホスピタル	同 市藤江1315
----------------------	-----------

に改める。

3 身体障害者支援施設及び保護施設の表佐用町の項中

身体障害者療護施設 シャイン	同 町林崎 622—10
----------------	--------------

を

障害者支援施設 シャイン	同 町林崎662—10
--------------	-------------

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第93号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成26年12月24日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武田 丈蔵

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	90,859
選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	667,869



兵庫県選挙管理委員会告示第94号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

平成26年12月24日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武田 丈蔵

(選挙区名)	〔選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数〕
神戸市東灘区	56,368
神戸市灘区	35,326
神戸市中央区	33,928
神戸市兵庫区	30,008
神戸市北区	60,940
神戸市長田区	26,991
神戸市須磨区	45,448
神戸市垂水区	60,863
神戸市西区	66,094

姫 路 市	138,133
尼 崎 市	126,542
明 石 市	79,976
西 宮 市	127,919
洲 本 市	12,895
芦 屋 市	26,284
伊 丹 市	53,386
相 生 市	8,536
豊 岡 市	23,320
加 古 川 市	72,288
たつの市及び揖保郡	30,442
赤穂市及び赤穂郡	18,115
西脇市及び多可郡	17,647
宝 塚 市	62,553
三 木 市	21,949
高 砂 市	25,236
川西市及び川辺郡	52,047
小 野 市	13,120
三 田 市	30,648
加 西 市	12,551
篠 山 市	11,951
養 父 市	7,127
丹 波 市	18,291
南 あ わ じ 市	13,777
朝 来 市	8,890
淡 路 市	13,036
宍 粟 市	11,176
加 東 市	10,602
加 古 郡	17,827
神 崎 郡	12,214
佐 用 郡	5,264
美 方 郡	9,823

教 育 委 員 会 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成26年12月24日

契約担当者

兵庫県教育長 高 井 芳 朗

1 調達内容

(1) 調達する物品等の名称及び数量

兵庫県立歴史博物館ほか5施設で使用する電気 予定数量3,519,879キロワット時/年

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

平成27年4月1日（水）から平成28年3月31日（木）まで

(4) 履行場所

仕様書別紙「対象施設一覧」のとおり

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数

があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に届出管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県届出管理課 電話（078）341-7711 内線4946

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき、特定規模電気事業者の届出を行っている者であること。
- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

（環境配慮方針に基づく判定窓口）

兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課 電話（078）341-7711 内線2793

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

- (1) 交付期間

平成26年12月24日（水）から平成27年1月19日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く。）

- (2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県教育委員会事務局社会教育課 担当 木原

電話（078）341-7711 内線5758

4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書及び入札書の提出期間

- (1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間

平成26年12月25日（木）から平成27年1月19日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。）

- (2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

- (3) 開札の日時及び場所

日時 平成27年2月6日（金）午前10時から

場所 兵庫県教育委員会事務局社会教育課内（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

- (4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、平成27年2月5日（木）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の108。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を平成27年2月4日（水）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア 国（公社・公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき（入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。）。
- (3) 契約保証金
- 契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
- ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。
- (4) 入札参加者に求められる義務
- ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成27年1月19日(月)午後5時までに提出すること。
- イ 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件
- ア 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。
- イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。
- カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。
- キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (4) 初度の入札において、前記5(4)及びアからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、5(4)又はウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者
- コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。
- (6) 入札の無効
- 本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否
- 要作成
- (8) 落札者の決定方法
- 入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (9) その他
- 詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Yoshirou Takai, Superintendent of Education, Hyogo Prefecture
- (2) Nature and quantity of the services to be required:
Supply of electric power, 3,519,879 kWh/1 year
- (3) Fulfillment period:
From April 1, 2015 through March 31, 2016
- (4) Location:
As per designated by the head of the procuring entity in specification
- (5) Deadline for tender:
17:00 February 5, 2015 by direct delivery
17:00 February 5, 2015 by mail
- (6) Person to contact concerning the notice:
Miss. Kihara, Social Education Division, Hyogo Prefectural Board of Education
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
TEL (078) 341-7711 Ext.5758